イ　同種工事２
・新築又は増築工事で躯体、外装のほか内装工事を含む建築一式工事
㈠　建物用途　住宅、寄宿舎、倉庫及び車庫を除く。
㈡　構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（プレハブ造は除く。）
㈢　建物規模　延べ面積1,500㎡以上（住宅、寄宿舎、倉庫及び車庫に供する面積は含まない。）
㈣　階数　３階以上
※上記アヌはイについては、民間工事を含むものとする。

⑹　本工事に係る施工計画が適切であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること（特定建設工事共同企業体の場合は、すべての構成員が配置できること。）。配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに本工事に配置できること（特定建設工事共同企業体の場合は、すべての構成員が配置できること。）。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合においては、監督職員との協議により、監理技術者又は主任技術者を変更できるものとする。配置予定の監理技術者又は主任技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がされない場合は入札を無効とすることがある。

ア　１級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の場合は、構成員のうちいずれか１社の主任技術者（建設業法上、監理技術者の配置が必要な場合は監理技術者。また、すべての構成員が主任技術者を配置する場合は、代表となる主任技術者。）が１級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者を配置するものとし、その他の構成員については、２級建築施工管理技士（躯体、仕上げの種別は除く。）又は二級建築士以上の資格を有する者を配置するものとする。

イ　平成13年度から資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了した次の基準を満たす同種工事を元請として施工した工事経験（民間の施工経験を含む。）を有すること。特定建設工事共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社の主任技術者（建設業法上、監理技術者の配置が必要な場合は監理技術者。また、すべての構成員が主任技術者を配置する場合は、代表となる主任技術者。）が次の基準を満たす同種工事を元請として施工した工事経験（民間の施工経験を含む。）を有することとし、他の配置技術者の工事経験は問わない（共同企業体の構成員としての工事経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

同種工事
・新築又は増築工事で躯体、外装のほか内装工事を含む建築一式工事
㈠　建物用途　住宅、寄宿舎、倉庫及び車庫を除く。
㈡　構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（プレハブ造は除く。）
㈢　建物規模　延べ面積3,000㎡以上（住宅、寄宿舎、倉庫及び車庫に供する面積は含まない。）
㈣　階数　４階以上

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号。）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　本工事に係る設計業務等の受託者でないこと。また、当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係若しくは人的関係がないこと（資本関係若しくは人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照。）。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

ア　入札参加者は価格、性能・機能及び社会的要請に関する事項に係る施工計画をもって入札し、㈠から㈢の要件に該当する者のうち、３⑵によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
㈠　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
㈡　提案された施工計画が最低限の要求（標準案）を満たした施工計画であること。
㈢　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

ア　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を60点とする。

イ　提案された施工計画が標準案を満たしていれば標準点100点を与え、更に提案された内容に対して、各項目ごとに評価及び判定し、０～60点の範囲で加算点を与える。
評価項目
㈠　躯体の品質向上に資する施工方法の具体的な取り組みとその効果
㈡　隣接する施設に執務者がいる工事の施工上の具体的な取り組みとその効果

ウ　入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに０～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。
評価項目
㈠　品質確保の実効性
㈡　施工体制確保の確実性

エ　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

４　入札手続等

⑴　担当部局・担当者
〒060―8511 北海道札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局営繕部営繕管理課営繕契約専門官　電話011―709―2311（内線5715）

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　平成28年４月11日から７月26日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、９時00分から18時00分（最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

⑶　申請書及び資料並びに見積書の提出期間、提出先及び提出方法　平成28年４月11日９時00分から平成28年５月９日14時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成28年４月11日９時00分から５月９日12時00分までに、上記４⑴の申込先へ、原則として持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成28年６月30日から７月26日まで（利付国債の提供の場合は平成28年７月11日まで。）に持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出先は、〒060―8511 北海道札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局営繕部営繕管理課契約係　電話（代表）011―709―2311　内線（5714）